

第3節 世界経済危機の中で揺らぐ自由貿易体制

1. 保護主義と自由貿易体制

(1) 経済危機下の保護主義の高まり

第二次世界大戦後間もない1948年にGATT(関税及び貿易に関する一般協定)体制が創設されて以来半世紀にわたり、世界経済は自由貿易の恩恵を享受し、貿易の拡大にけん引されながら発展してきた。しかし、世界的な景気後退に伴う需要の減少と貿易金融の収縮により、2009年の全世界の輸出量は第二次世界大戦以来最大の下げ幅となる9%の減少が見込まれている。加えて、経済危機発生以来、自国産業への支援や雇用確保のためと思われる保護主義的措置の導入を求める政治的圧力が各国で高まっている。経済状況が悪化すれば保護主義への誘惑が強まるのは常であるが、保護主義によって世界貿易が縮小し、世界大恐慌から第二次世界大戦を招いた過去の歴史を繰り返してはならない。世界経済危機の解決策は、保護主義ではなく自由貿易の推進であり、ルールに基づく多角的自由貿易体制をさらに強化していくことが不可欠である。

(2) 保護主義との戦い ～自由貿易体制の淵源～

そもそも、多角的自由貿易体制は、保護主義の防波堤として構想された。

1929年のウォール街の株価大暴落を契機として世界経済は恐慌に陥ったが、その際、各国は他国の輸出機会を抑え、自国産業の保護に傾斜した。各国の相次ぐ為替切り下げが実施されるとともに、1930年の米国のスムート・ホーレイ関税法¹の制定が各国の関税引上げ競争を激化させ、1931年のフランスの輸入割当制の導入が各国の報復的措置を招いた結果、貿易額は大幅に縮小し、景気低迷の長期化に拍車をかけた(第2-3-1-1図)。1929年に月平均で29億ドルであった世界の輸入総額は、1930年には23億ドル、1931年には17億ドル、1932年には11億ドルに縮小し、3年間で70%急減した²(第2-3-1-2図)。各国で経済ナショナリズムが助長され、ブロック経済化が進んだ結果、第二次世界大戦の一因にもなったとされている。

この教訓を踏まえ、GATTは、①最恵国待遇、②内国民待遇、③数量制限禁止、④関税引下げの4つを基本原則としている。また、GATTは、締約国による多国間関税交渉で関税を可能な限り引き下げ、それを全ての締約国に無差別に適用してきた。これがGATT第28条の2に基づく一般関税交渉(ラウンド)であり、このラウンドによって自由貿易の拡大という目標を達成してきた。1947年のジュネーブ・ラウンドを皮切りに、1986-94年のウルグアイ・ラウンドまで8回のラウンド(第2-3-1-3図)を経て、主に鉱工業品分野での関税引下げが進んだ。1995年には、GATTの精神を引き継ぎつつ、紛争処理機能などを強化した正式な国際機関としてWTOが発足した。

¹ 輸入を国産に転換して失業を抑えたいと考えた米国議会は、輸入品と競合する国内産業やその他の特定の利益集団からの保護を求める要求に応じ、極めて保護主義的なスムート・ホーレイ関税法を立法し、高関税や輸入制限等の措置を採った。このスムート・ホーレイ関税法は各国の報復的な関税引上げを招き、世界大恐慌をさらに悪化させる要因となったため、米国史上最悪の関税法といわれる(田村(2006)『WTOガイドブック』)。

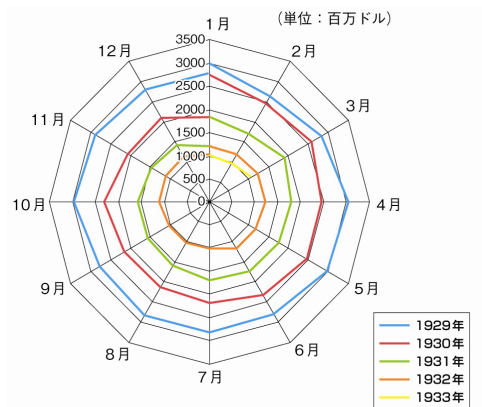
² Kindleberger, C., "The World in Depression 1929-1939".

第2-3-1-1 図 世界恐慌時の貿易額の推移(1929-1934年)

| 国名 | 年 | 貿易額 | 主要保護貿易政策等 |
|------|------|-----|--------------------|
| 日本 | 1929 | 100 | |
| | 1930 | 74 | |
| | 1931 | 58 | 金本位停止 |
| | 1932 | 39 | |
| | 1933 | 38 | |
| | 1934 | 52 | |
| 米国 | 1929 | 100 | |
| | 1930 | 73 | スムート・ホーレイ関税法成立 |
| | 1931 | 47 | (高率関税・関税引き上げ競争を惹起) |
| | 1932 | 31 | |
| | 1933 | 25 | 金本位停止 |
| | 1934 | 42 | 互惠通商法採用 |
| ドイツ | 1929 | 100 | |
| | 1930 | 83 | |
| | 1931 | 61 | 為替管理実施、金本位停止 |
| | 1932 | 39 | 増率関税採用 |
| | 1933 | 34 | 輸入禁止的為替管理強化 |
| | 1934 | 32 | |
| 英国 | 1929 | 100 | |
| | 1930 | 83 | |
| | 1931 | 60 | 金本位停止 |
| | 1932 | 40 | 保護関税制度導入 |
| | 1933 | 37 | 帝国内特惠関税の強化拡大 |
| | 1934 | 41 | |
| フランス | 1929 | 100 | |
| | 1930 | 88 | |
| | 1931 | 67 | 輸入割当制導入 |
| | 1932 | 46 | (欧州各国、報復的輸入割当実施) |
| | 1933 | 43 | |
| | 1934 | 38 | |

備考：貿易額（ドルベース、輸出額＋輸入額）は1929年を100として指数化したもの。
資料：通商産業省「昭和56年版通商白書」から作成。

第2-3-1-2 図 1929～1933年の世界貿易額の推移



備考：75か国の輸入総額。
資料：Kindleberger (1984) 「The World in Depression 1929-1939」から作成。

第2-3-1-3 図 これまでのラウンド交渉

| | 開催年 | 名称 | 参加国・地域数 | 主な交渉事項 |
|----------------|----------|-------|---------|---------------------------------------|
| 第1回 | 1947年 | ジュネーブ | 23 | 関税譲許 |
| 1948年1月 GATT発足 | | | | |
| 第2回 | 1949年 | アヌシー | 13 | 関税譲許 |
| 第3回 | 1951年 | トーキー | 38 | 関税譲許 |
| 第4回 | 1956年 | ジュネーブ | 26 | 関税譲許 |
| 第5回 | 1961-61年 | ディロン | 26 | 関税譲許 |
| 第6回 | 1964-67年 | ケネディ | 62 | 関税譲許、AD |
| 第7回 | 1973-79年 | 東京 | 102 | 関税譲許、AD、補助金・相殺関税、政府調達、TBT、ライセンス、民間航空機 |
| 第8回 | 1986-94年 | ウルグアイ | 123 | 関税譲許、AD、TRIPS、SPS、TRIMS、DSU、農業、サービス |
| 1995年1月 WTO発足 | | | | |
| 第9回 | 2001年～ | ドーハ | 153 | 農業、非農産品市場アクセス、開発、ルール、サービス、貿易円滑化 |

備考：参加国・地域数は2008年7月時点の加盟国数。
資料：田村(2006)「WTOガイドブック(第2版)、WTOウェブサイト(加盟国数)。

(3) GATT-WTO 体制の意義

ウルグアイ・ラウンドは、グローバル化の急速な進展に対応し、従来の鉱工業品の関税自由化のみならず、新たにサービス、知的所有権等幅広い分野でのルールを策定し、また、紛争処理手続きを整備するなど、多角的貿易体制を深化・拡大させた。

これまでのラウンドで既にかなり低くなっていた鉱工業品の関税率は、ウルグアイ・ラウンド合意により、さらに大幅に引き下げられた(第 2-3-1-4 図)。多角的繊維協定(MFA)に基づき GATT の例外として米国、欧州等が実施していた繊維・繊維製品の国際貿易における輸入数量制限措置を 2005 年から撤廃することも決定された。主要国間では、医薬品や建築機械等 7 分野での関税の相互撤廃、及び化学品の関税率の上限統一が合意された。また、それまでのラウンドでは限定的な関税引下げ交渉にとどまっていた農業分野で、原則すべての農産品の関税化、輸出補助金、国内農業補助金の削減等に合意したという点で、画期的であった。

第 2-3-1-4 図 ウルグアイ・ラウンドによる主要国の鉱工業品平均関税率の変化

| | 日本 | 米国 | EU | 韓国 | 豪州 | カナダ | |
|-----------|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|
| 平均関税率 (%) | UR前 | 3.8 | 5.4 | 5.7 | 18.0 | 20.0 | 9.0 |
| | UR後 | 1.5 | 3.5 | 3.6 | 8.3 | 12.2 | 4.8 |

備考：1. 日本の数字については旧通商産業省推計（石油、林・水産物を除く）。
2. その他の国・地域については GATT 事務局の計算による（石油は除く）。
3. 平均関税率は貿易加重平均により算出したもの。
資料：経済産業省（2008）「不正貿易報告書」から作成。

さらに WTO は、紛争解決手続を通じて、国際経済紛争を政治問題化せずルールに基づいて解決する仕組みとして、国際取引の安定・予見可能性の確保に大きな役割を果たしている。WTO 成立以降、紛争解決手続に付託された紛争案件は 390 件³に及び、国家間の経済紛争をルールに基づいて解決する仕組みとして定着している。我が国も、1995 年の米国通商法 301 条に基づく自動車に対する報復関税賦課に対し、WTO 紛争解決手続に基づく協議を要請したのをはじめ、積極的に WTO 紛争解決手続を活用し、各国との経済紛争を解決してきている。

このような WTO の存在は、保護主義的な措置をとりうる余地を格段に小さくした。この結果、今日では、1930 年代の高関税のような明白な輸入制限措置は講じにくくなっている。

2. 経済危機が浮き彫りにした現在の自由貿易体制の限界

(1) わかりにくい保護主義的措置の増加

保護主義的措置の例としては、関税引上げ、輸入許可制導入、輸入製品に対する強制規格の導入といった国境措置のほか、アンチ・ダンピング及び相殺関税といった貿易救済措置の濫用がある。また、各国の景気刺激策や金融支援策の中には、政府調達における国内産品の優先調達や、自国企業に限定した資金支援策など、保護主義につながるおそれがあるものが含まれている場合がある。

2008 年 9 月に経済危機が発生して以降、世界各国で講じられている保護主義的措置(第 2-3-2-1 図)には、確かに明確に WTO 協定との関係で問題が生じるものは必ずしも多くない。むしろ、内容が不透明であるか、または、内容は明確に貿易制限的であっても WTO 協定との関係で直ちに問題が生じるわけではないといういずれかの意味で、「保護主義的であること」がわかりにくくなっているものが多い。前者については、製品に対する強制規格や輸入許可制の導入に際して、対象となる製品や措置の実施時期、適合の求められる規格の内容、規制

³ 2008年4月現在（WTOウェブサイトより）。

の趣旨等が政府の公式発表だけでは分からない場合やそもそも公式発表が十分な猶予期間を持ってなされていない場合がある。そうした貿易措置に関する不透明性は、投資活動にも影響を与えることになる。後者については、例えば、関税引上げは貿易制限的な措置ではあるが、WTO 協定において約束している譲許税率⁴よりも実行税率⁵を低く設定していた場合、譲許税率を超えない範囲の関税率引上げであれば、WTO 協定との関係で直ちに問題が生じるわけではない。強制規格の導入については、WTO 協定上は、正当な目的の達成のために必要以上に貿易制限的であってはならないとされるが、その判断には様々な事情を考慮する必要がある。また、投資規制については、2008年11月14～15日にワシントンで⁶、2009年4月2日にロンドンで⁷行われた金融・世界経済に関する首脳会合でも、貿易に加え投資に対しても新たな障壁を設けない旨、首脳間で一致したところである。投資に悪影響を及ぼすような措置が採られないよう、引き続き監視していくことが必要である。このように、現行の WTO 協定の範囲内で各国が採りうる保護主義的政策の余地は大きいが、ドーハ・ラウンドの妥結はその縮小に資することとなる。

①関税引上げの事例

ウクライナは輸入製品に対し13%の上乗せ輸入関税を課す法案を成立させ、今年3月に発効した。我が国の自動車輸出等に大きな影響を与えるため、我が国政府はウクライナ政府に対して本措置の早期是正を繰り返し申し入れている。この措置は、譲許税率を上回っているが、ウクライナは国際収支回復の観点からGATT上許容されると主張している。

WTO加盟交渉中のロシアは、2009年1月に自動車やトラックに対する輸入関税を引き上げた。ロシアは他にも液晶及びプラズマテレビ、鉄鋼製品、農業機械等、多数の製品について関税引上げを行っている。我が国政府は、これらの措置が金融・世界経済に関する首脳会合(2008年11月、2009年4月)の決定に反することから、見直しを求めているが、ロシア側は一時的な措置であり、やむを得ないものとしている。

EUでは、2008年末から一部の携帯電話について実質的な関税引上げとなる関税分類の変更を検討している。例えば、「テレビ受像機能付き携帯電話」が「テレビ受像機」に分類されると、14%の関税が新たに課されることになる。我が国はこのような分類変更は行わないことを求めている。このような関税分類がWTO協定上許容されるかどうかについては争いがある。

②輸入許可制導入の事例

アルゼンチンは、鉄鋼製品や繊維製品等の幅広い製品について、非自動輸入許可制度を導入した。これは数量制限の一般的廃止を定めるGATTの関連規定との関係で問題が生じる可能性があり、例外的に許される正当化事由があるかどうか検討が必要である。これによって、輸入許可を発行されない企業が出るなど、現実に企業活動に支障が出ていることから、我が国はアルゼンチン政府に対し輸入許可制度の導入目的について説明を求めるとともに、迅速な輸入許可の付与を求めている。

⁴ WTO事務局に提出する譲許表において約束した、WTO加盟国向けの関税率の上限値。

⁵ 実際に輸入物品に対し適用されている関税率。

⁶ 首脳声明パラ13(抜粋)「我々は金融が不確実な時期において、保護主義を拒否し内向きにならないことの決定的な重要性を強調する。この観点から、今後12か月の間に我々は投資あるいは物品及びサービスの貿易に対する新たな障壁を設けず、新たな輸出制限を課さず、世界貿易機関(WTO)と整合的でない輸出刺激策をとらない。」なお、この約束は2009年4月2日のロンドン・サミットで2010年末まで延長された。

⁷ 首脳声明パラ22(抜粋)「我々はワシントンにおけるコミットメントを再確認する。投資あるいは物品及びサービスの貿易に対する新たな障壁を設けず、新たな輸出規制を課さず、WTOと整合的でない輸出刺激策をとらない。我々は、そのようないかなる措置も速やかに是正する。我々は、この誓約を2010年末まで延長する。」

③輸入製品規格の厳格化の事例

インド政府は2008年9月に、一部の鉄鋼製品にインド工業規格の取得を義務付けることと、鉄鋼製品と自動車部品の一部製品の輸入について、輸入許可制を導入すると発表した。日系メーカーは品質の高い輸入鉄鋼製品を利用しているため、これらの規制によって生産に多大な支障を来す恐れがあった。インド政府は各国からの再考の要請を受けて、一部品目について強制規格の適用を除外するとともに、残りの品目についても導入を1年間延期すると発表した。

インドネシアは、2009年1月、一部の鉄鋼製品について強制規格の導入を発表した。日尼EPAを含む既存の二国間協定の対象となる品目のうち、一定の品目は除外されるとはいえ、インドの例と同様、現地で生産する日系メーカーに影響が及ぶおそれがある。我が国政府は、インドネシア政府に対し再考を求めている。

④政府調達事例 —バイ・アメリカン条項

米国は2009年2月、公共事業で使用する鉄鋼等について自国製品の調達を義務づける、いわゆる「バイ・アメリカン条項」を盛り込んだ米国再生・再投資法(American Recovery and Reinvestment Act of 2009)を成立させた。我が国やEU、カナダをはじめとする貿易相手国の強い反対にも関わらず盛り込まれた同条項は、同法に基づき実施される公共事業等において調達される鉄鋼(all of the iron and steel)及び製造品(manufactured goods)を、米国製に限定することを義務付けるものである⁸。各国の反発を受け、同条項は「国際約束の下での米国の義務に整合的な形で適用されなければならない⁹」との規定が追加されたことから、WTOの政府調達協定(Agreement on Government Procurement:GPA)¹⁰の加盟国については適用除外になっているが、GPAに非加盟の中国、インド、ブラジル等については同条項が適用される。また、仮にWTO協定に直ちに違反しなくとも、自由主義のリーダーたるべき米国が保護貿易的な措置をとることにより、他国による報復・追従の連鎖反応を呼び、国際貿易や世界経済全体に悪影響を及ぼすことが懸念される。

この条項は、世界的な景気後退の影響を受けて実施する景気対策の効果が外国に流出することを防ぐ意図で構想されたが、このような政策意図は必ずしもそのまま実現することにはならず、むしろ中長期的には実施国に経済損失をもたらす可能性さえある。同条項(当初案)の経済効果について分析した試算¹¹によると、公共事業で調達される鉄鋼製品の全てを米国産とすることで鉄鋼製品の5千万トンの増産が見込まれるが、鉄鋼産業は他の産業と比較し資本集約的であるため雇用創出効果はわずか1千人に過ぎない。また、同試算によると、公共事業で調達される全ての工業製品を米国産とすることで、約9千人の雇用創出効果が見込まれるが、仮に米国の主要貿易相手国12か国¹²が対抗措置を講じて当該国の公共調達に係る米国からの輸出が減少した場合、1%の減少で6,500人、10%の減少で65,000人の雇用が失われるため、バイ・アメリカン条項は雇用創出効果よりも潜在的な雇用喪失効果が大きいとしている。

⑤アンチ・ダンピング(AD)などの貿易救済措置

WTOの報告書によれば、2008年のアンチ・ダンピング措置の調査開始件数は前年より27%増加しており、2009年も増加傾向が続く可能性がある¹³と指摘されている(第3章第2節参照)。貿易救済措置自体は、WTO協

⁸ その他、国土安全保障省が調達する衣料品やテント等の繊維製品についても米国製の調達を義務付ける規定が盛り込まれている。

⁹ 原文は、"This section shall be applied in a manner consistent with United States obligations under international agreements".

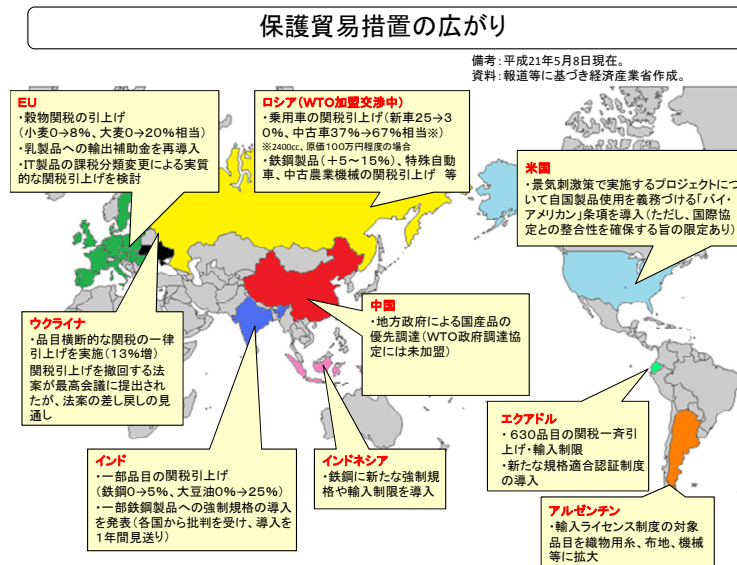
¹⁰ 政府機関等による物品及びサービスの調達に関し、他の締約国への待遇を自国と差別しないことを内容とする。適用範囲は付属書により加盟国ごとに異なる内容を規定している。

¹¹ Hufbauer, Schott (2009), "Buy American: Bad for Jobs, Worse for Reputation".

¹² 豪州、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港、イタリア、日本、韓国、オランダ、シンガポール、英国。

定上与えられた権利の行使であるが、それが、高い関税の賦課(またはその見通し)により事実上貿易を制限する強い効果があるため、保護主義的な濫用が懸念されている。特にゼロイング¹³の手法を使うと、通常の平均輸出価格を用いた計算ではダンピングとならない取引までダンピング認定が行われるという、重大な問題がある。

第2-3-2-1 図 保護貿易措置の広がり



3. 保護主義の防止と自由貿易体制の強化に向けて

(1) 保護主義防止の取り組み

2008年11月15日にワシントンで開催された第1回金融・世界経済に関する首脳会合では、経済危機下での保護主義の広がりに対する懸念から、「今後12か月の間に、投資あるいは物品及びサービスの貿易に対する新たな障壁を設けず、新たな輸出制限を課さず、WTOと整合的でない輸出刺激策をとらない」ことで一致し、これは11月22~23日のAPEC首脳会議においても確認された。

しかし、世界的に金融・経済危機が深まる中で、その後も保護主義的な動きが収まらず、目標とされていた2008年末のWTO閣僚会合の開催も見送られる中で、保護主義の阻止に向けた行動を求める動きが強まった。これを受けて、WTOは各国貿易措置の監視メカニズムを立ち上げ、2009年1月及び3月に事務局長による報告書¹⁴を取りまとめた。3月の報告書の中では、2009年の世界貿易額が前年比-9%に下落するとの予測を紹介しつつ、保護主義的措置は世界貿易の一層の縮小を招くとしてこれを阻止する重要性を指摘した。

2009年4月に開催された第2回金融・世界経済に関する首脳会合(ロンドン・サミット)の共同声明においては、保護主義を阻止する首脳の決意が一層具体的な形で示された。2010年末まで新たな貿易・投資制限措置を採らないこと、そのような措置は速やかに是正すること、財政政策や金融セクター支援措置等の国内政策措置が貿易・投資に与える悪影響を最小化すること、あらゆる措置をWTOに迅速に報告し各国の遵守状況を監視すること等が盛り込まれるとともに、ドーハ・ラウンドの妥結に向けた強い意志が表明されている。

日本政府は、これまでも、日本企業の輸出等を阻害する外国の政府措置について情報を収集し、必要に応じて改善を働きかけるなどの対応を行っていた。しかし、経済危機の発生後、そうした輸出を阻害する措置等、企

¹³ ダンピング・マージン計算において、国内価格よりも安価での輸出取引のみを取り出し、高価での取引については無視をし、人為的にダンピング・マージンをかさ上げする手法。

¹⁴ 「REPORT TO THE TPRB FROM THE DIRECTOR-GENERAL ON THE FINANCIAL AND ECONOMIC CRISIS AND TRADE-RELATED DEVELOPMENTS」。

業の経済活動に影響を及ぼしうる外国政府の措置が急速に増加したため、措置に関する原典となる海外法令の確認、WTO 等の定める国際ルールとの整合性の確認、他国への申し入れや代替案提示といった具体的対応を迅速かつ公平に行う必要性が高まった。他方、上述のとおり、WTO が貿易措置の監視を強化する動きがあり、2009年1月31日には、ラミーWTO事務局長が、ダボスにおける二階経済産業大臣と石破農林水産大臣との会談で、日本の情報提供協力を求めた。これらを受けて、政府として、関係省庁、在外公館、JETRO等の関係機関の連携体制を構築し、保護貿易措置の監視体制を強化した¹⁵。

このような監視体制の強化を通じて把握された貿易措置は2009年5月時点で30か国、約130件である。このうち、昨年9月以降に導入又は導入検討が明らかになり、ロンドン・サミット首脳声明等の新たな障壁を設けないとの内容に反すると考えられ、かつ我が国経済や企業活動に影響が生じ得ると考えられるものは、アルゼンチンの幅広い物品に対する輸入許可制の導入、インドの鉄鋼製品の関税引上げなど、9か国24件であった。経済産業省は、これらのリストを5月27日に公表した。これらの措置の一部については、相手国政府への申し入れの結果、既に改善されているものもあるが、改善が見られない措置については、引き続き関係者や政府関係機関と連携を取りつつ、相手国に個別に申し入れを行っていく予定である。

また、昨年末以降、首脳会談においても保護主義が重要な議題となっている。2009年2月24日に麻生総理とオバマ大統領との間で開催された日米首脳会談では、世界経済の回復に向け、保護主義への対抗は日米の重大な責務であることで一致した、2008年12月13日に開催された日中韓首脳会談や、2009年1月12日に開催された日韓首脳会談、2009年5月4日に開催された日EU定期首脳協議等においても、保護主義を防止する必要性について首脳間で認識を共にしている。

(2) ドーハ・ラウンドによる貿易の自由化

上述のとおり、WTOが発足した今日では、1930年代のように直ちに輸入を止めるような効果を持つ貿易制限措置が講じられることは想定されていない。しかし、企業が国境を越えた生産ネットワークを構築し、各国の経済活動の相互連関はかつてないほど強まっている。1国が導入した保護主義的な措置は、当該製品の生産に関わるサプライ・チェーンに参加している全ての国に直ちに影響を及ぼす。このため、導入される個々の措置が一見軽微なものであっても、経済に与える損失は、関係国への波及効果により増幅される。極端な貿易制限措置が講じられることがなくなった今日においても、保護主義を防止することの必要性は変わらない。

現行のWTO協定の範囲内で保護主義的措置を講じる余地は大きい。現在、多くの国々が実行税率を譲許税率よりも低い水準に設定しているが、仮に全てのWTO加盟国が自国の関税を協定税率まで引き上げた場合、全世界の関税率が2倍になり、世界貿易は8%減少、ひいては毎年3,500億ドルの経済損失を惹起するとの試算¹⁶がある。このような保護主義的措置を講ずる余地を縮小するためには、ドーハ・ラウンドの妥結が必要である。また、ドーハ・ラウンドの妥結によって、ダンピング関税や補助金の形で実施される保護貿易措置に対する規律の強化も可能になる。

現在、80%は合意に達している¹⁷とも言われるドーハ・ラウンドが合意できないまま漂流するようなことになれば、各国の保護主義的措置のドミノ現象を適時に食い止めることができないまま、追従・報復の連鎖に至る危険もあ

¹⁵ 具体的には、問題とされる外国政府措置の存否・内容については、客観的な資料に基づいて検証されるべきであるとの考え方に立ち、各国の政府発表や公的文書などを直接確認し、各国における措置の正確な内容を把握することとしている。同時に、各国が採用した措置の背景事情と政策目的とを正確に理解するのが重要であり、その点の慎重な情報収集及び分析を行い、関係省庁、政府関係機関が連携を取りつつ、相手国に個別に申し入れを行う等の対応を取ってきている。併せて、WTOに対しても情報を提供している。

¹⁶ Bouet, and Laborde (2008), 'The Potential Cost of a Failed Doha Round'.

¹⁷ 2009年1月31日にスイス・ダボスで開催された世界経済フォーラムの年次総会に出席したラミーWTO事務局長の発言(WEFウェブサイトより取得)。

る。他方、ドーハ・ラウンドが妥結すれば、世界経済に少なくとも毎年1,500億ドルの関税節約効果をもたらすと試算されており¹⁸、貿易の拡大を通じて経済危機からの脱却に貢献できる。このように、保護主義を抑制し、貿易投資の再活性化を通じた経済成長を実現していく上で、ドーハ・ラウンド妥結の価値は大きい。ドーハ・ラウンドは開始から7年半、交渉を積み重ねてきたが、これまでの進展を踏まえた速やかな合意が期待される。(第3章2節参照)

¹⁸ Lamy (2008), http://www.wto.org/english/news_e/sppl_e/sppl97_e.htm.